

令和元年6月17日

令和元年鳥羽市議会会議

提出議案新旧対照表

鳥羽市長

新旧対照表

(件名) 委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例 (昭和31年条例第8号)

改正案 (新)			現行 (旧)		
別表 (第1条、第2条関係)			別表 (第1条、第2条関係)		
区分	報酬の額	旅費の額	区分	報酬の額	旅費の額
(略)			(略)		
投票所の投票管理者	日額 <u>12,800円</u>	同	投票所の投票管理者	日額 <u>12,600円</u>	同
期日前投票所の投票管理者	日額 <u>11,300円</u>	同	期日前投票所の投票管理者	日額 <u>11,100円</u>	同
開票管理者	日額 <u>10,800円</u>	同	開票管理者	日額 <u>10,600円</u>	同
選挙長	日額 <u>10,800円</u>	同	選挙長	日額 <u>10,600円</u>	同
投票所の投票立会人	日額 <u>10,900円</u> (立会時間内に交替する場合にあっては、報酬の額に立ち会った時間数を乗じ、これを投票所の開設時間数で除して得た額 (その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額) とする。)	同	投票所の投票立会人	日額 <u>10,700円</u> (立会時間内に交替する場合にあっては、報酬の額に立ち会った時間数を乗じ、これを投票所の開設時間数で除して得た額 (その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額) とする。)	同

改正案 (新)			現行 (旧)				
期日前投票所の投票立会人	日額	<p style="text-align: right;"><u>9,600円</u></p> <p>(立会時間内に交替する場合にあっては、報酬の額に立ち会った時間数を乗じ、これを投票所の開設時間数で除して得た額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。)</p>	同	期日前投票所の投票立会人	日額	<p style="text-align: right;"><u>9,500円</u></p> <p>(立会時間内に交替する場合にあっては、報酬の額に立ち会った時間数を乗じ、これを投票所の開設時間数で除して得た額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。)</p>	同
指定病院等における不在者投票の外部立会人	日額	<p><u>10,900円</u>以内で、従事する時間に応じ、任命権者が市長と協議して定める額</p>	同	指定病院等における不在者投票の外部立会人	日額	<p><u>10,700円</u>以内で、従事する時間に応じ、任命権者が市長と協議して定める額</p>	同
開票立会人	日額	<u>8,900円</u>	同	開票立会人	日額	<u>8,800円</u>	同
選挙立会人	日額	<u>8,900円</u>	同	選挙立会人	日額	<u>8,800円</u>	同
(略)				(略)			